

# 原発にもメーカー責任を――

## 原子力損害賠償体制のあるべき姿とは

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン プリーフィングペーパー

2015年10月発行 委託執筆：まさのあつこ（フリージャーナリスト）

### 背景と目的

東京電力福島第一原発事故（以下、東電事故）から4年以上が経過したが、現在、未だに12万人が避難生活を続けている。原発事故による損害賠償はすでに支払われただけで2015年8月現在で5兆円を超えている<sup>i</sup>。請求の内訳は個人が約71万件（2兆3131億円）、自主的避難者約129万件（3535億円）、法人・個人事業主約30万件（2兆3889億円）で、これには行政による除染やその処分、従事した公務員の人件費などは含まれていない。実質の損害額は、それ以上である。

その賠償責任を定めているのは「原子力損害の賠償に関する法律」（以後、原賠法）である。原発は、計画から設計、建設、設備供給、運転に至るまで、電力会社（以下、原子力事業者）のみならず、数々の営利企業（図表1）により成り立つが、原賠法は、事故の賠償責任を電力会社だけに集中させている。

グリーンピース・ジャパンは2013年に原子炉メーカー（GE日立、東芝、三菱重工など）に書簡を送り、原発事故の責任について見解を問うたが、各社は「法的に責任を負担するものではない」などと回答した<sup>ii</sup>。その根拠は原賠法である。

では、なぜ、原賠法は関連企業の責任を免責したのか。このプリーフィングペーパーでは、その制定プロセスに遡って免責の背景を明らかにした上で、現在の国内法と条約を検証し、今後、どのような制度改革が必要か、未来に向けた提言を試みた。

### 目次

1. 原子力損害賠償制度の現状と課題
2. 原賠法の制定過程でなぜ原子炉メーカー等は免責されたのか
3. 原子力損害賠償に関する国際条約の動向
4. 東電福島第一原発事故を教訓に、原子力損害賠償体制はどうあるべきか
5. まとめと提言

図表1 東京電力福島第一原子力発電所に関わる営利企業

	主契約者	原子炉系	压力容器	炉心	燃料	蒸気系統	タービン	土工工事
1号機	GE	GE/GE TSCO	GE/GE TSCO/ 東芝/石播	GE/GE TSCO	GNF-J	GE/GE TSCO	GE/GE TSCO	飛鳥/五洋/ 間/前田/熊 谷/GE
2号機	GE/東芝	GE/東芝	GE/GE TSCO/ 東芝/石播	GE	GNF-J	GE/GE TSCO	GE/東芝 /GETS CO	鹿島/熊谷
3号機	東芝	東芝	東芝/石播	東芝	GNF-J	東芝	東芝	熊谷/鹿島
4号機	日立	日立	日立	日立	NFI	GE	日立	鹿島/五洋/ 間/前田/熊 谷

図表1 国会事故調報告書 P.61より作成（GE=ゼネラルエレクトリック社、GNF-J=グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、NFI=原子燃料工業）

## 1. 原子力損害賠償制度の現状と課題

福島第一原発事故被害者に対する損害賠償は、現在、原賠法の他、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づいて行われている。

### ■ 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）

原賠法は1960年代、同時期に作られた諸国制度と共通した3つの基本原則から成る。

#### ■ 無過失責任

第1の原則は、原子力事故による損害の賠償は、原子力事業者の過失の有無に関わらず責任を負うこと（無過失責任）だ。

過失とは「通常の注意をもってすれば結果発生には至らなかったであろうが、不注意でそのような結果を発生させた」ことを言う（参考：『図解による法律用語辞典』自由国民社）。

無過失責任とは、「大企業が巨額の利益を収めながら危険な事業を遂行する場合に、過失の有無にかかわらずこれに賠償責任を負わせることが公平の原則にかなう」（ブリタニカ国際大百科事典）という考えから発展した概念である。



飯館村にある除染廃棄物の一時保管場所。廃棄物を入れた黒い袋が延々と積み上げられている。2014年10月撮影 © Noriko Hayashi / Greenpeace

#### ■ 責任の集中と求償権

第2の原則は、責任の集中と求償権だ。第1と第2の原則は第3条～5条に定められている。原子炉の運転等で原子力損害を与えたときは、原子力事業者がその賠償責任を負い、それ以外の者に責任はない。製造物責任法（製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めた法律）の適用除外を規定した原賠法4条3項により原子炉メーカー等が免責されている。また、「異常に巨大な天災地変」と「社会的動乱」は免責される場合がある。また、損害が「故意により生じたものである場合」等は、原子力事業者は原因者に請求できるとされているが、過失は含まれていない（図表2）。

図表2 原賠法による損害賠償の責任（要点）

無過失責任	原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは（略）原子力事業者が、過失の有無にかかわらず損害賠償責任を負う。（第3条）
免責	ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。（第3条ただし書き）
責任の集中	原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。製造物責任法の規定は、適用しない。（第4条）
求償権	他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるとき（故意により生じたものである場合）は、損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。（第5条）

#### ■ 民間保険会社／国との損害賠償措置

第3の原則は、万が一でも被害者に対する損害賠償に応じられないことがないよう、原子力事業者は民間

保険会社や政府と契約を結んで、**損害賠償措置**をとっておくことだ。

日本では、民間保険会社による**賠償措置額**は法制定当時に50億円から始まり、現在は1200億円である。民間保険会社がカバーする要件におさまる事故の場合はこちらから賠償金が払われる。

同時に電力会社は政府と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に基づいて契約を結ぶ。損害の原因が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」であれば国が措置を講じる（図表3）。

その額を超えた損害賠償については、国が国会の議決の範囲で援助を行う（第16条）。これらの措置は「被害者の保護」「原子力事業の健全な発達」という原賠法の2つの目的（第1条）に基づいている。事故が起きた時の損害は甚大であるため、原子力事業は特別扱いなのである。

**図表3 原賠法による損害賠償措置（要点）**

損害賠償措置	原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。（第6条）
賠償措置額	保険契約と補償契約（または供託）などにより1事業所当たり賠償措置額1200億円を充てる。（第7条）
国の措置（第3条）	政府は原子力事業者が賠償措置額を超え、必要があると認めるときは、原子力事業者が損害賠償するために必要な援助を行なう。援助は、国会の議決の範囲内で行なう。（第16条）
国の措置（第3条ただし書き）	政府は、第3条但し書きの場合、被災者の救助や被害の拡大防止のため必要な措置を講ずる。（第17条）

**■福島第一原発事故は「政府と交渉」で原賠法16条適用**

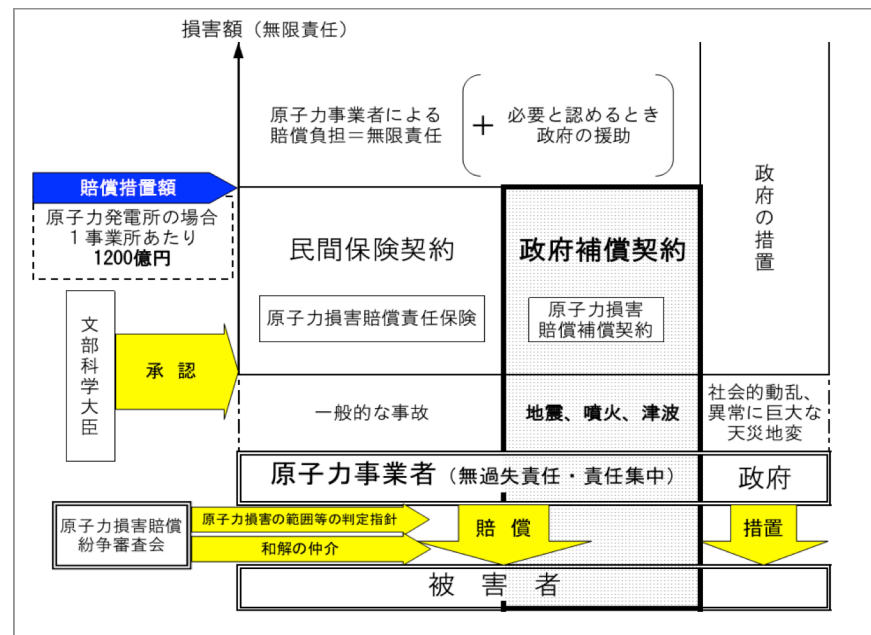
東電事故では、通常地震・津波が原因と見なされ、民間保険による賠償からではなく、政府補償契約から賠償が行われた<sup>iii</sup>。

ただし、事故直後は、東電の勝俣恒久会長（当時）が「異常に巨大な天災地変」を申請することを考えたインタビューで語っている<sup>iv</sup>。その場合、会社更生法が適用され、破綻するが、その引き受け手は国しかないこと等を考慮し、政府と交渉の結果、「東電の負担は上限なし」とし、原子力損害賠償支援機構を作ることになったとされる。

**図表4**

**■原子力損害賠償機構法による東電国有化**

国会は、「原子力損害賠償支援機構法」を2011年8月に成立させ、9月、政府からの交付金の受け皿組織として「原子力損害賠償支援機構」（資本金140億円〔政府出資70億円+原子力事業者等12社70億円〕）が発足、2012年7月に東電株1兆円を引き受け、筆頭株主となった。事実上の国有化である。



出典：「我が国の原子力損害賠償制度の概要」文部科学省資料

### ■原賠法を巡る課題—「原子力損害」の範囲

文部科学省は2011年4月に「原子力損害賠償紛争審査会」を設置し（原賠法第18条）、同審査会が紛争解決のための第一次指針を決定した。

東電は2011年9月から損害賠償請求の受付を始めたが、原賠法で、「原子力損害」とは「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害」（第2条）と定義されている。ここで、被害者が主張する損害を、東電が否定すると、紛争が生じる。

その紛争を解決し、賠償を加速させる目的で「原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）」が設置されたが、紛争件数は、申立件数・人数とも、累計で1万4千件（6万8千人）を超えた（図表5、6）。

2011年8月5日には、賠償遅延の解決策として、国が緊急措置による仮払いを定めた「平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」を施行し、福島、栃木、群馬、茨城の4県の旅館業、旅行業、小売業、外食産業等に限定して営業損害に対する賠償が行われた。原賠法で想定していなかった損害が生じることも課題として明らかになった。

### ■原賠法を巡る課題—機構を改組し、廃炉支援も

2014年8月に「原子力損害賠償支援機構法」は改正された。被害者救済の業務に福島第一原発の廃炉支援が加わり、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」（以後、機構）に改組された。

改正法の国会審議では、参考人から「原子力損害賠償と廃炉、廃止に関する事業は全く異なる」、「今の原賠機構は意思決定プロセスが非常に閉鎖的で、情報が十分に公開されていない」との批判が上がった。廃炉業務は、原子力規制委員会、経済産業省、廃炉技術の研究開発を行うために新設された「国際廃炉研究開発機構（IRID）」の関与もあり複雑化した。機構組織、損害賠償業務、収支等の透明化は大きな課題である。

### ■原賠法を巡る課題—制度破綻した民間保険

電力事業者と契約を結ぶ民間保険会社24社は「日本原子力保険プール」を組織し、このプール組織で原子力保険を引受ける。また、「日本原子力保険プール」は海外のプール組織に再保険をかけ、巨額の原子力保険に備えている。JCO臨界事故では、このプール組織から損害賠償措置額10億円が支払われた<sup>vi</sup>。

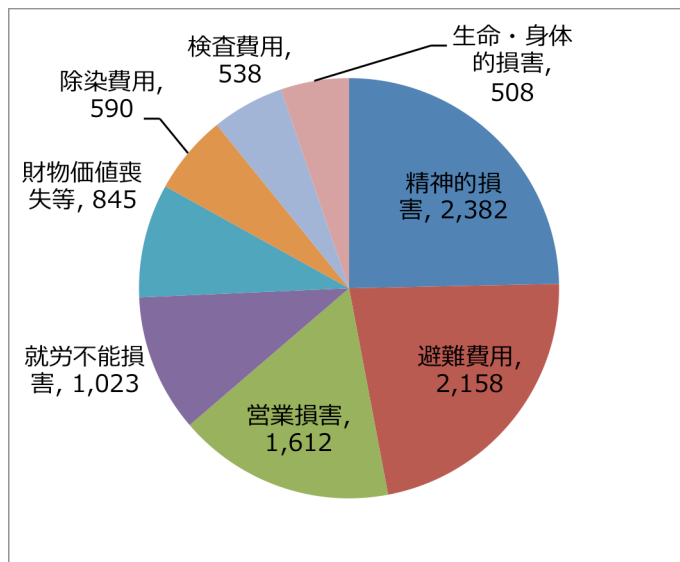
今回は政府補償契約が適用され、民間保険は利用されなかったが、日本原子力保険プールは、東電との契約の更新期限が来た段階で、「1200億円もの保険は引き受けられない」と、契約更新の打ち切りを政

図表5 原子力損害賠償紛争件数

	件数	人数
2011年	521	1,206
2012年	4,542	12,055
2013年	4,091	25,914
2014年	5,217	29,534
累計	14,371	68,709

「原子力損害賠償紛争解決センター報告書～平成26年における状況について」（平成27年2月）より作成

図表6 原子力損害賠償紛争申立件数（損害項目別）



「原子力損害賠償紛争解決センター報告書～平成26年における状況について～」（平成27年2月）より作成

府や東電に通知した（『福島第一原発1200億円保険打ち切り』2011年11月22日東京新聞）。このことは、原子力損害賠償制度の原則である賠償措置が破綻したことを意味する。もとより原賠法は「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない」（第6条）としているが、過酷事故が起きれば1200億円の民間保険はまったく役に立たず、引き受け手もいなくなる。

### ■原賠法を巡る課題—原賠法が免責する原子炉メーカー／金融機関等の責任

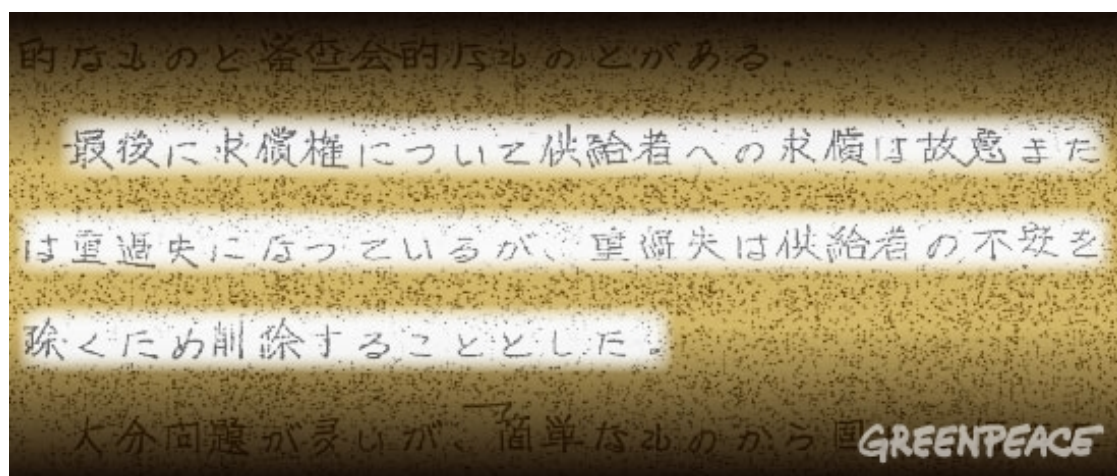
一方、原子力発電に関わる企業は、先述したように原賠法第5条により、直接の発電会社以外は、原発の計画から設計、建設、設備供給、運転や労務を提供する関係企業まで、どれだけの利益をあげていたとしても、「過失責任」は問われない。「故意」があった場合に限って、原子力事業者がその者に求償できる仕組みである。

他方で、原賠法は金融機関の責任についても触れていない。例えば、みずほ銀行産業調査部は報告書「我が国の原子力損害賠償制度の今後のあり方—原子力事業の今後の方向性に関連して—」（2014年10月）の中で「原子力事業者が最終的に負う事故リスクは限定化されているはずという認識」が金融機関等としてあったと反省を述べている。しかし、原子力事業者が優良な融資先だったかの分析は行っておらず、国が原子力事業を維持するなら、事業者の賠償責任の限定化や原子力事業の国有化を検討すべきであると提案するに留まり、金融機関の責任を顧みていない。

しかし、これでは、金融機関も含めた原子力関連産業が利益だけを吸い上げ、リスクや負担は消費者と納税者に押しつけるものとなる。巨額の利益を得る以上は、関連企業も金融機関も賠償責任を負うことが社会的な責任であろう。

## 2. 原賠法の制定過程でなぜ原子炉メーカー等は免責されたのか

原子力事業者以外の関連企業は原賠法によってなぜ「過失責任」を免責されたのか。原賠法の制定プロセスにおいて、素案では含まれていた「過失」が、メーカーの意向で削除されたことは、詳しく後述するように、グリーンピースがすでに「原子炉メーカー、1960年前後に原賠法から過失責任の除外を政府に求めていることが判明」（2013年9月10日）で明らかにしている<sup>vii</sup>。原子力委員会に請求した情報開示で得られた議事録<sup>viii</sup>により、当初の素案ではメーカーに「過失や故意」があれば事故の責任を負うことになっていたものが、メーカーの意向で「過失」責任が削除されていたのである（下写真）。



原子力委員会第6回定例会（1960年2月10日）議事録画像

今回はその調査結果に加えて、小柳春一郎著「原子力災害補償専門部会と原子力損害の賠償に関する法律」<sup>ix</sup>（以後「小柳論文」という）を手がかりに、事実関係を整理する。小柳論文は、原子力委員会「原子力

災害補償専門部会」で部会長を務めた民法学者の我妻榮東京大学名誉教授（以後、我妻博士）が残し、行政が残さなかった部会の議事録、配布資料、我妻博士自身のメモ等<sup>x</sup>を詳細に検討したものだ。以下、特に脚注がないものは小柳論文から得た事実関係だ。その他、発行当初からの科学技術庁原子力局「原子力委員会月報」や「原子力白書」や関係論文も参照した。

### ■英米との原子力協定での免責から始まった

日本における原子力設備メーカーの免責は、1950年代に結ばれた英米との協定から始まっている。1955年、日米原子力研究協定が結ばれ、米国から濃縮ウラン燃料の引渡しを受けるにあたり、製造、所有、賃貸、占有、使用から生ずる一切の責任から米国政府を免除することを求められ、1956年11月に免責の細目を追加した。翌年1957年10月に、英国のウィンズケール原子力発電所（黒鉛減速ガス冷却炉）で放射能漏れ事故が起きて周辺の乳牛が汚染され、牛乳を海に流した事件が起きた。日本はわずかその1カ月後に、ウィンズケール炉の改良型とされる黒鉛減速炭酸ガス冷却型（コールドーホール型）原子炉を日本初の商用原発として購入したが、英国からも同様の免責が求められ、日本はそれを承諾して日英原子力協定を締結した<sup>xi</sup>。

1958年2月の衆議院予算委員会で岡良一議員が「英国が免責条項を出してきた」ことを質問し、藤山愛一郎外務大臣が「何らかの危険があるということを向うも承知している」と答弁、政府は放射能漏れ事故リスクを前提で輸出国を免責したことが明らかである<sup>xii</sup>。

その3日後、「日本原子力産業会議」（現・一般社団法人「日本原子力産業協会」）が「原子力補償問題特別委員会」を設置し、翌年1959年8月に無過失責任、責任保険制度、国家補償の「三位一体の補償体制」を主張する「原子力災害補償体制確立についての要望」を政府に提出している<sup>xiii</sup>。

政府は、原子力事業者の責任、責任保険制度、国家補償を三本柱とする原子力災害補償制度確立のための基本方針を策定し、1958年10月22日に、原子力委員会に「原子力災害補償専門部会」を設置し、我妻博士を部会長に議論を開始した。

図表7 原発メーカー免責の始まり

1957年10月10日	ウィンズケール原子力発電所で放射能漏れ事故
1957年11月1日	原子力発電会社設立、コールドーホール改良型の購入を決定
1958年2月21日	衆議院予算委員会で岡良一議員が質問
1958年2月24日	日本原子力産業会議が補償問題の専門委員会を設置
1958年6月1日	日本原子力産業会議が「原子力補償問題研究中間報告書」
1959年8月3日	日本原子力産業会議が「原子力災害補償体制確立についての要望」を政府に提出
1958年10月22日	原子力委員会「原子力災害補償専門部会」設置
1958年11月25日	原子力委員会「原子力災害補償専門部会」第1回開催

### ■「原子力災害補償専門部会」での素案の検討開始

原賠法の素案を検討したのは原子力委員会と科学技術庁原子力局だが、1959年9月17日、「原子力災害補償専門部会」に示された原子力損害賠償補償法案要綱第一次案には、「故意若しくは過失により原子力事故を生ぜしめた者」に求償できるとされていた。

1959年12月1日の「原子力災害補償専門部会」の答申案でも、その基本線は変わらない。ただし、大蔵省主計局長が「民間事業による事故について国が補償するのは前例がない」と答申に難色を示し、原子力局が大蔵省の説得にあたったとされる<sup>xiv</sup>。説得材料として提示された「原子力災害に対し国家補償措置を必要とする根拠（案）」には、米国原子力委員会がブリュックヘヴン国立研究所に作成させた被害想定で、50万kWの原発が180日運転して最悪の事故が起きた場合、放射性物質が放出され、最大3400人が致死、4万3千人の傷害の見込まれると被害の大きさを訴え、国家補償の必要性を訴えた。

## ■米国GEが「重過失」削除を要求

注目すべきは、1959年秋以降の経緯である。グリーンピースの「『メーカーの過失責任』が削除されていった経過」<sup>xv</sup>をベースにその経緯を再現する。

「過失責任」の削除は、原子力委員会「原子力災害補償専門部会」の答申を受けた原子力委員会が作成した「原子力損害賠償保障法案」の「1月28日案」から「2月12日案」と「2月17日案」にかけて行われていた。

1959年9月17日、「原子力災害補償専門部会」に提出された「原子力損害賠償補償法案要綱第一次案」では「**故意若しくは過失**により原子力事故を生ぜしめた者」との記述がある。

1959年12月12日、部会は中曽根康弘 原子力委員長（当時）に答申を提出したが、この答申では、メーカーなど「**第三者の故意過失**によって原子力事故が生じたときは、原子力事業者は、これらの者に対し求償することができる」とされていた。

図表8 グリーンピース「『メーカーの過失責任』が削除されていった経過」より その1

	日付	文書	求償におけるメーカーの過失責任の取り扱い
①	1959/9/17*	原子力損害賠償補償法案要綱第一次案 (14 専門部会資料第2号)	乙案として「または故意若しくは <b>過失</b> により原子力事故を生ぜしめた者」との記述あり  ※過失のまえに“重”の手書き挿入あり
②	1959**/10/27	原子力損害賠償法案	原子力事業者は、故意または <b>重過失</b> により原子力事故を生ぜしめた者に対して求償権を有する。
③	1959/12/12	原子力災害補償専門部会の答申	第三者の <b>故意過失</b> によって原子力事故が生じたときは、原子力事業者は、これらの者に対し求償することができるものとする。

変化は、「原子力災害補償専門部会」が答申を出した後に始まる。

12月16日の原子力委員会で、科学技術庁原子力局の井上亮原子力政策課長が「ニューヨークでGEの副社長以下と話し合った時にはGE社の方針として完全なmakerの免責を絶対的な条件とすることを強調していた」と報告していたことが議事録に残っていた。「GE」とは、米国のゼネラルエレクトリック社のことである。

## ■「重要人物」が削除を要求

その後、1960年の「1月28日案」を最後に「過失責任」が削除された過程を小柳論文は明らかにしている。

「1月28日案」は英訳されて米国のGEに提示され、その後、GEと日本側との間でやり取りした以下(1)～(4)の4つの文書(英文)を我妻博士が残していた<sup>xvi</sup>。以下の通り、法案全般に関する質疑の中に、メーカーなどへの求償権(第5条2項)に関する質疑も含まれていた。

- (1) GEから、1月28日の法案に関する取り急ぎの質問
- (2) GEから、我妻博士または原子力局との協議をした上で回答を望む質問
- (3) これらに対する日本側の回答の翻訳
- (4) GEの質問に対するS.Setohの私的見解

(1) でGEは「供給者は賠償資力が  
ない場合があり、具合が悪い」と問い、

(3) で日本側は「政府は「重過失」の  
要件を削除することにした」と回答。理  
由は「日本の法律では、故意と重過失を  
「又は」で結びつけて一つの概念とする  
ことがしばしばある。重過失とは、故意  
がなければ普通は行われない場合など  
である。このことは大陸法系の法律家には  
理解しやすいが、英米法の法律家には難  
しいようである」と、日本における立法  
過程としては筋の通らない理屈が書かれ  
ている。

(4) の「S.Setoh」とは、参与15名  
のうち6名の財界メンバーの一人、東京  
芝浦電気（現在の東芝）専務取締役の瀬  
藤象二氏である（右写真）。

一方、(4) には「原子力局に関係した  
重要人物が、5条2項における重過失を  
削るべきであるとの意見であった」とあ  
り、「重要人物」の意見によって削除が  
決定したと推察される。

第8表 原子力委員会参与名簿

学 界 (8名)	伏見 康 治	(日本学術会議原子力 問題委員長阪大教授)
	菊池 正 士	(東大原子核研究所長)
	嵯峨根 遼 吉	(元 東 大 教 授)
	児玉 信次郎	(京 大 教 授)
	木村 健二郎	(東 大 教 授)
	三島 徳 七	(東大名譽教授)
	中泉 正 徳	(東 大 教 授)
	臨村 義太郎	(東 大 教 授)
財 界 (6名)	大 屋 教	(経団連エネルギー委 員長)
	倉 田 主 税	(日立製作所社長)
	松 根 宗 一	(電気事業連合会専務 理事)
	久留島秀三郎	(岡 和 敏 業 社 長)
	岡 野 保 次 郎	(三菱重工業清算人)
	瀬 藤 象 二	(東 芝 専 務)
言論界 (1名)	田 中 慎 次 郎	(朝日新聞監査役)

「原子力委員会参与名簿」(昭和31年1月24日)

出典：原子力委員会月報第1巻 第1号

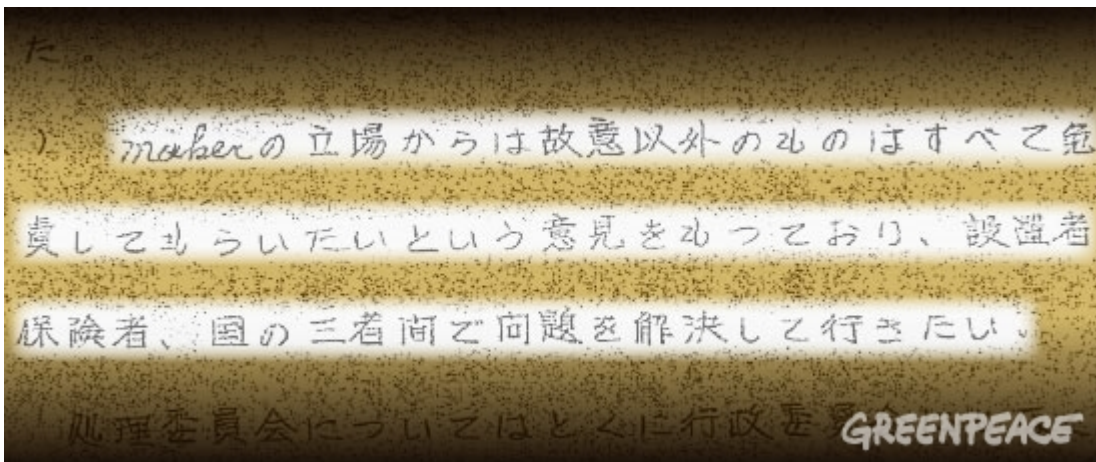
「重要人物」が誰かは小柳論文からは特定できないが、「原発メーカーは事故が「不安」!? --法案から削除されたメーカー責任」(2013年9月10日)<sup>xvii</sup>にあるように、グリーンピースによる政府への情報開示請求によって明らかになった文書、原子力委員会第6回定例会議事録(以下、囲み)と合わせ読むと、それは「佐々木原子力局長」または「井上原子力局政策課長」)であると推測される。

#### 原子力委員会第6回定例会(1960年2月10日)議事録

井上(政策課長)「供給者への求償は故意または重過失になっているが、重過失は供給者の不安を除くため削除することとした。」

石川(委員)「Dの求償権について重大なる過失は削除してもよいと思う」

佐々木(原子力局長)「Makerの立場からは故意以外のものは全て免責してもらいたいという意見をもっており、設置者、保険者、国の三者間で問題を解決していきたい。」



原子力委員会第6回定例会(1960年2月10日)議事録画像



### ■「GEとの間では求償できない」→「求償権は故意の場合のみ」

日米の文書交換と前後して、1月21日開催の第2回原子力委員会「参与会」の議事録にも、次の記述がある。

「実際に今度の原電とGEとの間では求償できない」

「原子力事故がおきたとき、メーカーの重大な過失が原因だと立証することは事実上不可能であろう。故意のような場合にもメーカーに対する求償権をみとめないということは観念論としてもおかしいので、これが入っている。実際には、上述のようなわけで求償権を放棄することが行われると考えている」

「1月28日案」までは、「**故意又は重過失**により原子力事故を生ぜしめたときのみその者に対して求償権を有する」との記載があった。

しかし、2月10日開催の原子力委員会第6回定例会を境に変化が起きた（図表9）。

2月10日、原子力局から対案が報告され、審議の結果、「**サプライヤーに対する求償権は故意の場合のみとする**」と決定した。理由は「供給者への求償は**故意または重過失**になっているが、**重過失は供給者の不安を除くため削除することとした**」である（7頁写真）。

### ■浮かび挙がる法案策定の時系列

これらの時系列を整理すると、1月21日の第2回原子力委員会「参与会」の後に「1月28日案」が作成され、それをもとに日米で文書交換が行われた。それを反映して原子力局が対案を作成し、2月10日の原子力委員会第6回定例会にそれを提出した。その席で佐々木（原子力局長）が語り、不自然にもアルファベットで記録させた「Maker」とは、米国のGEを指すと考えればすべてが符号する。

### ■東芝、三菱原子力工業がGE意見を上書き

原子力局による1960年の「2月12日案」、「2月17日案」では、すでにどちらも「**故意**により原子力損害を生ぜしめたときのみその者に対して求償権を有する」と、「**過失**」が削除されていた。

ところがそれにも関わらず、2月18日開催の第3回原子力委員会「参与会」で、東芝専務の瀬藤参与が、「メーカーに対する原子力事業者の求償権を仮に強化するならば、メーカーとしては原子炉の存続期間中危険に具えて付保せねばならない。これは製品の価格の上昇となって現われるが、そのような結果は避けるべきではないか」と念を押した。

また、3月17日開催の第4回原子力委員会「参与会」でも（図表9）、三菱原子力工業常務取締役の稲生参与と井上政策課長との間で以下のようなやり取りがある。

### 3月17日開催の第4回原子力委員会「参与会」議事録

稲生参与（三菱原子力工業常務取締役）：「故意または過失によって……」という文句がある。たとえば、機器の製作にあたって当時の知識としては万善をつくしてやったが事故が起こり、あとで調べたら当時の知識が間違っていたというようなときは「過失」と判断するのか。

井上政策課長：まず無過失と考えてよい。

時系列で言えば「maker」たる米国GEの意見を日本の原子力メーカーが上書きした形だ。

原子力局が閣議にかけた「4月21日案」は以下の通り、第三者に対する「**故意又は過失**」による求償権が、メーカー等だけは**故意があるとき**に限定されている。GE、東芝、三菱原子力工業の働きかけで、メ

メーカー等の「過失責任」が、この段階で完全に消し去られたことが分かる。

### 1960年4月21日に閣議にかかった法案

(求償権)	
<p>第五条 第三条の場合において、その損害が第三者の<b>故意又は過失</b>により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。ただし、その損害が原子炉の運転等の用に供される資材の供給又は役務（労務を含む。）の提供）以下「資材の供給等」という。）により生じたものであるときは、当該資材の供給等をした者又はその者の従業員に<b>故意</b>があるときに限り、これらの者に対して求償権を有する。</p>	

図表9 グリーンピース「『メーカーの過失責任』が削除されていった経過」より その2

④	1960.1.21	第二回原子力委員会参与会議事録	「原子力事業者と・・・契約関係にあるものの故意または重大な過失によって原子力事故が生じたときは、・・・原子力事業者はこれらの者に対し求償することができる・・・」というのはどういう意味か。 「原子力事業者とは原子炉設置者、濃縮ウラン等の加工業者、再処理業者等を意味し、普通の機器メーカー等を含んでいない。(中略) 実際に今度の原電とGEとの間では求償できない。」
④	1960/2/10	原子力委員会定例会議事録	・“供給者への求償は故意または重過失になっているが、重過失は <b>供給者の不安を除くため</b> 削除することとした。” ・“Makerの立場からは <b>故意以外のものは全て免責してもらいたい</b> という意見をもっており、設置者、保険者、国の三者間で問題を解決していきたい。”
⑥	1960/2/17	原子力損害賠償保障法案 →原子力局 (※右上に修正本と手書きあり。保障の字は原文ママ)	第5条2項 原子力事業者は、当該原子力事業に関して資材または役務を供給するものがその供給に関して原子力損害を生ぜしめた場合は、前項の規定にかかわらず、 <b>故意により原子力損害を生ぜしめたときにのみ</b> その者に対して求償権を有する
⑦	1960/2/18	第三回原子力委員会参与会議事録	瀬藤参与（東京芝浦電気専務取締役）「メーカーに対する原子力事業者の求償権を仮に強化するならば、メーカーとしては原子炉の存続期間中危険に具えて付保せねばならない。これは製品の価格の上昇となって現われるが、そのような結果は避けるべきではないか。」

メーカーが事故のリスクを現実的に認識していたことに他ならない。本来なら、原子炉のようにリスクが巨大な装置であればあるほど、設計からメンテナンスまで切れ目なく、関わった企業の責任が伴わなければならないはずだ。重い責任はそれだけ装置の安全性を強化する。しかし、メーカーの過失責任がなくなるといことで、安全性の向上が期待できなくなるばかりか、事故や賠償のリスクが、住民や消費者、国に転嫁されることになった。

#### ■浮かび上がった公文書管理問題

ここで、もう一つ特筆すべき事実がある。公文書の管理についての問題である。グリーンピースの開示請求に対し、内閣府は「全部開示」としながら、以下の文書は開示されず、その問題が問われると「不存在」とした問題である。（「原発メーカーは事故が「不安」!? --法案から削除されたメーカー責任」2013年9月10日）

- |   |
|---|
| <p>(1) 原子力委員会原子力災害補償専門部会の第1回（1958年11月25日）から19回（1960年5月13日）までの各回ごとの議事録および配布資料</p> <p>(3) 原子力委員会参与会1959年の第11～12回、1960年の第1回～第5回の議事録および配布資料</p> |
|---|

実際に、これらの「不存在」文書は、先述したように「原子力災害補償専門部会」部会長を務めた我妻博士が保管していたため、小柳論文に整理され、今回、原賠法の制定過程で水面下で米国GEの働きかけがあったことが明確になった。

一方で、内閣府は開示請求を受け、実際は一部のみ開示したので「一部開示」とすべきところ、「全部開示」としたことは、重大な問題をはらんでいる。第一に、このこと自体が、情報公開法の不正運用である。「全部開示」とされ、非開示部分に気づかなければ、開示の受け手は異議申し立てをしない。もし、それを意図して行ったのであれば、実際には存在している行政文書を意図的に隠蔽した疑いが残る。第二に、隠ぺいでなく「不存在」だったとしても、国の成り立ちと同義語である法律の制定過程が、その重要性に鑑み「一私人」によってさえ保管されていたものを、行政機関が管理していなかった問題である。

### 3. 原子力損害賠償に関する国際条約の動向

次に、国際社会での原子力損害賠償制度に目を転じてみよう。

原子力損害賠償に関しては、国境を越えた原子力損害に対応する国際条約が3つある。

一つ目の「原子力分野における第三者に対する責任に関するパリ条約」（1960年採択）は、隣接する旧西欧諸国が締約国である。二つ目の「原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約」（1963年採択）は、中東欧諸国や中南米諸国が締約国である。

これら二つの条約は、1986年のチェルノブイリ事故後、1988年に締約国の被害者救済措置を拡大するために「共同議定書」を作成した。

最も新しい三つ目の「原子力損害の補完的補償に関する条約」（CSC）（1997年採択）は、IAEA（国際原子力機関）が先の2条約への加盟・非加盟に関わらず、国内法で準備した賠償額を超える原子力損害が生じた場合に、締約国が拠出する基金で損害賠償を補完できるようにしたものである。5カ国以上で原子力設備容量の合計が40万単位以上となる国が批准、受諾等をした90日目に発効する仕組みで、日本が2015年1月に署名したことで4月に発効した。

図表10に整理した通り、これらの条約は、各国で作られた原子力損害賠償制度と同時期に作られ、日本の原賠法と骨格は似通っている。

大きな違いは、「原子力損害」の定義、無過失責任の免責理由、賠償措置額、一定期間後に賠償請求ができなくなる「除斥期間」、そして、どこで裁判を起こせるかである。

図表 1 0 日本の原子力損害賠償法と国際条約比較

	原子力損害賠償法	C S C	パリ条約	ウィーン条約
目的	被害者保護と原子力産業の健全な発達	原子力損害賠償体制を補完、世界的な責任制度を構築	原子力損害を被った人に対する賠償を保証、平和目的の原子力の生産利用の開発	財政的保護を提供する最低限度の基準を設定、各国間の友好的関係の発展
締約国		アルゼンチン、モロッコ、ルーマニア、アメリカ	フランス、ドイツ、イタリア、イギリス等の欧州のEU加盟国など	アルゼンチン、ベラルーシ、ラトビア、モロッコ、ルーマニア
原子力損害	放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害	死亡又は身体の傷害／財産の滅失又は毀損／経済的損失／環境損害の原状回復措置費用／環境損害に基づく収入の喪失／防止措置の費用及びその措置により生じた損失損害／環境汚染によって生じたものではない経済的損失で民事責任に関する一般法で認められているもの	死亡又は身体の傷害／財産の滅失又は毀損／経済的損失／環境損害の原状回復措置費用／環境損害に基づく収入の喪失／防止措置の費用／その措置により生じた損失損害／	死亡又は身体の傷害／財産の滅失又は毀損／経済的損失／環境損害の原状回復措置費用／環境損害に基づく収入の喪失／防止措置の費用及びその措置により生じた損失損害／環境汚染によって生じたものではない経済的損失で民事責任に関する一般法で認められているもの
責任の性質	無過失責任	無過失責任	無過失責任	無過失責任
賠償責任	責任集中	事業者	事業者	事業者への責任集中ただし、国内法により一定の条件の下で輸送業者も。
	免責事由	社会的動乱／異常に巨大な天災地変	戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱／異常に巨大な天災地変	戦闘行為、敵対行為、内戦又は反乱
	賠償措置額	1200億円	一事故あたり3億SDR(約513億円)	一事故あたり7億ユーロ(約1146億円)
賠償措置	保険及び政府との補償契約、供託	保険、その他の資金的保証	保険、その他の資金的保証	保険、その他の資金的保証
国家補償	賠償措置額を超える損害について	責任限度額と賠償措置額・少額措置額の差額を補償	責任限度額と賠償措置額等の差額を補償	責任限度額と賠償措置額等の差額を補償
除斥期間	民法724条後段より不法行為の時から20年	原子力事故の日から10年(賠償措置国の補償が10年より長い期間あれば、その期間でも)	死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年／その他は、事故から10年	死亡又は身体の傷害は、原子力事故の日から30年／その他は、事故から10年
裁判管轄		原則として、原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属	原則として、原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属	原則として、原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属

文部科学省「原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要」を参考に作成

日本弁護士連合会は、日本がC S Cに加盟する際にまとめた「「原子力損害の賠償に関する法律」の改正に関する意見書」(2014年8月)で原賠法改正を視野に入れ、以下のような懸念をC S Cについて示していた。

- ・「原子力損害」が限定的で、風評被害や精神的損害(慰謝料)は含まれない可能性がある。
- ・賠償措置額が3億SDR(約468億円)で、東電事故の損害には到底足りない。
- ・原賠法も有限責任に改正される懸念がある。
- ・メーカーが免責されている。

- ・ 除斥期間が10年では短い。低線量被ばくによる健康被害の晩発性を考慮した原賠法改正が必要である。
- ・ 原子力事故で裁判を起こせるのが事故発生国のみであり、事故発生国の損害賠償法制が不十分であれば、日本在住の被害者が十分に救済されない可能性がある。

#### ■無限責任、集中責任排除、自国で裁判可

こうした懸念を払しょくするにあたり、今後の原賠法改正で参考にできる他国の原子力損害賠償制度がある。

**ドイツ**では、1985年から事業者は一切の免責を与えない無限責任に改正された。この場合も法定された損害賠償義務額が準備された資金を超える場合、国が介入する。

**オーストリア**では営利目的の原子力はないが、原子力損害賠償法の改正で1998年に損害賠償責任は無制限になり、原子力損害の定義の拡大を含め、原子力事業者に対する法的責任の集中の大半が排除された。また、原因を問わず（他国の事故でも）、被害がオーストリアで発生すれば、オーストリアの裁判所の裁判管轄が認められる<sup>xviii</sup>。

#### ■メーカーへの求償権を明記

**インド**では、2010年に原子炉メーカーにも責任を問える法律が成立した。これは、1984年に起きた史上最悪のボパール化学工場有毒ガス漏出事故を教訓に「汚染者負担の原則」を原子力にも取り入れたものだ。第17条で「以下の場合、原子力施設の事業者は、償還請求権を有するものとする」として、「原子力事故が、資機材、機器、サービスの納入業者またはその従業員の故意による行為や重過失の結果生じたものである場合」、「原子力事故が、原子力損害を引き起こす意図をもって個人が行った作為や不作為から生じた場合」と明示している<sup>xix</sup>。

「原子力損害」に、「死亡または人身被害」あるいは「財産の損失または被害」を含むものと定義され、被害計算には、環境被害および環境被害に由来する経済的損失も含まれることが明示されているのも特徴的だ。

#### ■有限責任でも「被害を救済しないとすることがゆるされるわけではない」

有限責任を採用している**米国**の「プライス・アンダーソン法」については、一般社団法人日本経済団体連合会の「21世紀政策研究所」が2013年1月に公表した報告書「新たな原子力損害賠償制度の構築に向けて」で次のように解説した。

「実際には、責任保険に加え、122.2億ドルの事業者間相互扶助制度により1.2兆円の賠償措置が確保されている。事後的な保険料徴収制であり、法定賠償措置額を超えた場合は「可能な限り広範な係者からの拠出を求めることを考慮」する」。

「煎じ詰めれば、有限責任制と無限責任制は全く異なる制度設計であるわけではない。無限責任制を採ったとしても無限の賠償額を用意することは不可能（略）、有限責任制を採ったとしても一定額以上の被害を救済しないとすることがゆるされるわけではない」。

#### ■有限責任制と無限責任制を巡る議論

しかし、日本ではこうした動向とは違った、原子力事業者にとっては都合のよい有限責任論が議論されている。

2015年6月11日の参議院経済産業委員会では、「過失、無過失にかかわらず無制限の賠償責任を原子力事業者に負わせている」こと質問された宮沢洋一経済産業大臣が、「現在の原賠法では事業者の無限責任とされておりまけれども、世界的には有限責任と無限責任の国があって、今後も原子力事業を継続

するほとんどの国では有限責任を採用している」と答えている。

内閣府原子力委員会が設置した「原子力損害賠償制度専門部会」では、2015年5月21日の初会合で「原子力撤退を表明したドイツ、スイスを除く各国では、事業者側の責任範囲は有限で「無限責任を課すことは、果たして原子力事業の健全な発展に資するのか疑問である」などの意見が出ている。

原子力事業者に責任を集中させている現状に加え、その責任を有限化することは、東電事故による損害の広がりを顧みれば、非現実的とも言える議論である。

## 4. 東電福島第一原発事故を教訓に、原子力損害賠償体制はどうあるべきか

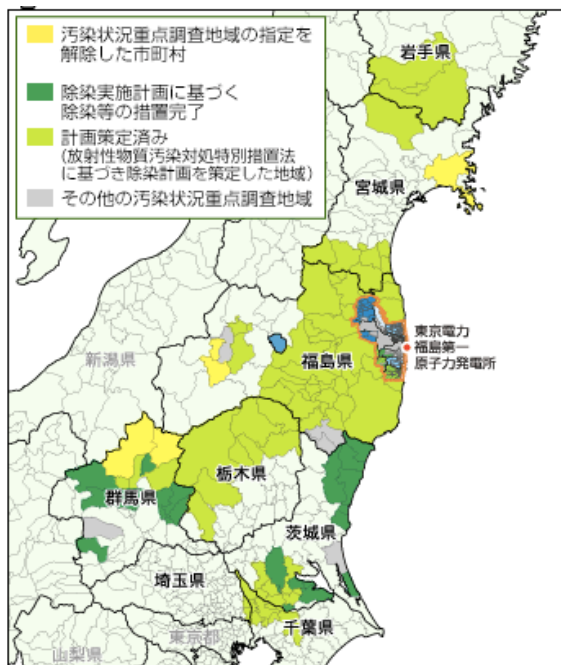
今後、原子力賠償制度を改善していく上で、国際的な動向以上または同等に、東電事故を踏まえた課題を、総合的に見極めることは不可欠である。

### ■ 損害賠償を受けるべき「被害者」は誰か—汚染実態と合わない法律の線引き

最大の課題は、事故後4年が過ぎた現在でも、「被害者」は誰かという共通認識が、国、東電、被害者の間にないことである。原子力災害対策本部（本部長 安倍晋三内閣総理大臣）は、現在は年間空間線量が50mSv以上ある地域を除き、2017年3月までにすべての地域で避難指示を解除する方針を決定しているが、この方針と、放射能による汚染実態にはズレがある。その結果、損害と損害賠償にも様々なズレが生じるのである。

ズレの一つは「放射性物質汚染対処特別措置法」（2011年8月）による線引き（図表11）と政府による避難指示区域（図表12）が異なることから生じている。

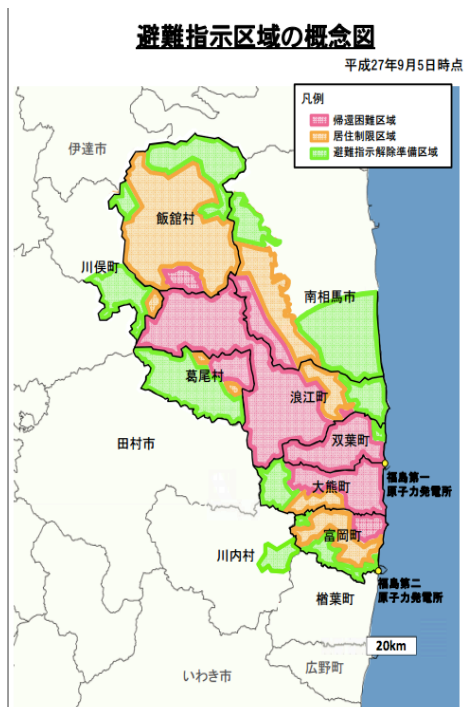
図表11 汚染状況重点調査地域



青=図表10の避難指示区域、黄緑=放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて指定された年間1~20mSvの汚染地域

出典：環境省

図表12 避難指示区域



ピンク=帰宅困難、黄色=居住制限、緑=避難指示準備（2014年12月現在）

出典：経済産業省

避難指示区域外の汚染状況重点調査地域（年間1～20 mSv）の住民は、福島県内外にかかわらず「自主避難」をするか否かの選択を迫られ、家族関係や経済など様々な「損害」を強いられてきた。

ズレは「福島復興再生特別措置法」（2012年3月制定）による福島県境による線引きによっても生じている。原発事故時に18歳以下だった県民を対象に甲状腺検査などが実施されている。2015年現在までに一週り目の検査で約30万人（81.5%）中112人が、二週り目の本格調査で15人、計127人が「悪性ないし悪性疑い」と診断されているが、福島県「県民健康調査」検討委員会は2015年7月現在、放射線による影響との因果関係を認めていない。従って、この結果で予防的に避難や移住の権利を確立する動きは国にはない。

福島県外の汚染地域では、そもそも検査自体を公費で行う仕組みがない自治体がほとんどで、健康被害という「損害」の潜在性が考慮されていない。さらに言えば、福島県内外に限らず、健康被害の潜在性は、甲状腺がんという一つの病状に限定されるものではない。

こうした問題解消のために、20 mSv以下の汚染地域でも生活や医療支援などが受けられるようになるよう「原発事故子ども・被災者支援法」が制定されているが、被害者の泣き寝入りを防ぎ、賠償されるべき「損害」が賠償されるためにも、同法の適正な運用改善が必要である。

2015年5月には、正当な損害賠償や責任の明確化を求めて個別に提訴した10団体（約1万9千人）が集い、原発事故被害者団体連絡会（ひだんれん）を結成したが、これは、被災者の損害と正当な損害賠償のズレが顕在化したものである。

#### ■賠償されるべき「原子力損害」とは何か

福島第一原発事故においては、先述した通り、「原子力損害」についても共通認識があるとは言い難い。原賠法とCSCの間のズレ、さらには現実とのズレを解消する際には、被害者の意見を公正に反映し、「原子力損害」と賠償を整合させる必要がある。

「被害者」「原子力損害」の範囲を最大限考慮した上で、損害賠償制度を議論する土台とすることが必要だ。

同様に原子力事業により誰がどのような利益を得ていたのかについての検討も必要であろう。損害賠償の責めを誰が負うのかを検討する上で重要である。

#### ■被害者の姿が見えない原子力損害賠償制度の見直し

現在、原子力損害賠償制度の見直しを目的とした審議の場が、政府内に二つ設置されている。一つは、20

14年6月12日に開催された「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」である。原子力損害賠償制度の見直しを目的に、原子力損害賠償支援機構に関する事務を担当する内閣府副大臣、外務副大臣、文部科学副大臣、経済産業副大臣、環境副大臣が構成メンバーとなって第1回（2014年6月）、第2回（8月）、第3回（10月）、第4回（2015年1月）が開催されている。

同時期に、原子力事業者からは「賠償が青天井では原発を再稼動するリスクが大きすぎる」（日経新聞2014年6月13日）と「無限責任」を見直すよう声が上がった。



国会請願デモに参加する被災者たち ©Greenpeace

## ■原子力委員会「原子力損害賠償制度専門部会」

もう一つは、2015年5月21日に内閣府の原子力委員会に設置された「原子力損害賠償制度専門部会」である。「今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行う」とされている。

初回に「破局的事故の損害賠償においても、国の負担について規定する、それによって事業者の負担が規定される」ことを求める声が複数あり、損害賠償の負担のあり方が、この専門部会における大きな焦点であることが予測される<sup>xx</sup>。

構成員は以下の通りで、既存の政策決定に関与してきた利害関係者がほとんどである。オブザーバーとして、日本商工会議所、電気事業連合会、原子力損害賠償紛争解決センター、全国漁業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、みずほ銀行が参加している。しかし、避難を強いられている被害当事者の姿はない。

### 原子力損害賠償制度専門部会 構成員

伊藤 聡子	フリーキャスター
遠藤 典子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
加藤 泰彦	日本経済団体連合会資源・エネルギー対策委員会共同委員長
鎌田 薫	早稲田大学総長
木原 哲郎	日本原子力保険プール専務理事
崎田 裕子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
清水 潔	明治大学研究・知財戦略機構特任教授
住田 裕子	エビス法律事務所 弁護士
高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
辰巳 菊子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
西川 一誠	福井県知事
濱田 純一	前 東京大学総長（◎部会長）
又吉 由香	モルガン・スタンレーMUF G証券エグゼクティブディレクター
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所所長
山口 彰	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
四元 弘子	森・濱田松本法律事務所 弁護士

### オブザーバー

市川 晶久	日本商工会議所産業政策第二部副部長
小野田 聡	電気事業連合会専務理事
二瓶 茂	原子力損害賠償紛争解決センター次長・弁護士
馬場 利彦	全国農業協同組合中央会参事 兼 営農・経済改革推進部長
若林 満	全国漁業協同組合連合会漁政部部長
渡辺 毅	みずほ銀行専務執行役員

## 5. まとめと提言

以上、原子力損害賠償制度の現状、原賠法の成立過程、国際動向、そして福島第一原発で起きている汚染と賠償のズレ、「被害者」と「原子力損害」が未特定であることなど、原子力損害賠償制度の見直しの動き



など、制度を公正なものに改善する上での事実や前提を明らかにした。原子力損害賠償制度は、なにより「被害者救済」を要としなければならないはずが、そうはなっていない。以下はこれらを踏まえての提言である。

### **提言 1 法の目的を「被害者（被災者）の保護」とする**

原賠法の目的（第1条）は、目下、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」の相容れない二つが並立しているが、後者を削除し、被害者本位の制度とすべきである。後者の目的によって、前者の目的が著しく阻害され、この法律のもとではほぼ機能していない。

### **提言 2 被害者を保護するため、賠償額や期間に限度を設定しない**

「無限責任」を見直す動きがあるが、「無限責任」が課せられている現在でも、被害者への賠償が損害に見合っていないことを考えれば、賠償負担に上限がつけられることにより、被害者への賠償が現在以上に不当なものになる恐れがある。被害者保護のため、賠償額や期間に限度を設定してはならない。

### **提言 3 国民負担を最小化するため、原子炉メーカーをはじめ事故の原因に責任のある者から先に賠償責任を負う**

原発事故の負担が電気料金や税負担に偏ることがないように、原子力事業者へ責任集中の原則を止め、原子炉メーカーをはじめ、原子力発電に関わる計画、設計、建設、設備・燃料・資材供給、運転などに関わる数々の企業の事故の原因に責任のある者から先に賠償責任を負うべきである。

### **提言 4 安全確保のため、原子炉も製造物責任法の対象とし、第三者の過失による事故も求償の対象とする**

巨大なリスクを伴う原子炉には、設計、製造、設置からメンテナンスまで切れ目なく責任が伴って然るべきである。しかし原子炉は原賠法により、例外的に製造物責任法（PL法）の対象外とされており、第三者（メーカー）の過失による事故も原子力事業者が求償できる対象となっていない。原子炉も製造物責任法の対象とし、第三者の過失による事故も求償の対象とすべきである。

### **提言 5 巨額の賠償と地震リスクに対応できる保険への加入を義務付ける**

今回のように国が賠償を肩代わり（つまり納税者負担）することを避けるために、巨額の賠償と地震リスクに対応できる保険への加入を義務付けるべきである。むろん、現行法によって定められた1200億円は、福島第一原発事故の被害を鑑みれば、非現実的に低かったことが判明したため、今回の被害額を参考に、その引き上げが検討されるべきである。

### **提言 6 被害当事者の参加の保証**

原子力損害賠償制度の見直しのプロセスに、被害当事者の参加を保証するべきである。政府における賠償制度その見直しの際には、被害者代表や代弁者となる非政府組織や専門家を複数名、正式メンバーとして迎えるべきである。

### **提言 7 「被害者」「原子力損害」の範囲の適正な見直しをすべきである。**

政府における賠償制度の見直しプロセスでは、紛争事案の詳細な分析をもとに、被害者との合意形成を通じ、「被害者」および「原子力損害」の範囲を適正に見直すべきである。また、汚染地域と避難指示地域のズレを解消し、「放射能汚染によるあらゆる影響」と「原子力損害」を整合させる必要がある。避難・移住の権利を確立し、そのコストを賠償制度に組み入れるべきである。

**発行：国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 NFビル 2F

電話：03-5338-9800 [www.greenpeace.org/japan/](http://www.greenpeace.org/japan/)

- 
- i 東京電力株式会社「原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」2015年8月21日現在
- ii グリーンピース・ジャパン「原発にもメーカー責任を」2013年2月 <http://www.greenpeace.org/japan/ja/campaign/nonuke/main/>
- iii 文部科学省原子力損害賠償対策室、東京電力広報部、日本原子力保険プールへの聞き取り
- iv 『原発の安全へ現状超える対策必要東電・勝俣会長』日本経済新聞 2012年6月26日
- v 2014年4月24日参議院経済産業委員会の参考人大島堅一立命館大学国際関係学部教授の発言
- vi 原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会（第2回）2008年6月17日配付資料「JCO 臨界事故の総括」
- vii グリーンピース・ジャパン「原子炉メーカー、1960年前後に原賠法から過失責任の除外を政府に求めていたことが判明」2013年9月10日  
<http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/press/2013/pr20130910/>
- viii グリーンピース・ジャパンが開示させた「1960年第六回原子力委員会議事録」  
<http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/6thComitee-minutes.pdf>
- ix 「独協法学」89号（2012年12月）～94号（2015年2月17日）
- x 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法制史料センター原資料部に所蔵
- xi 「原子力白書」昭和31年版、昭和32年版、1958年2月21日衆議院予算委員会議事録
- xii 1958年2月21日衆議院予算委員会議事録
- xiii 加藤一郎「原子力災害補償立法上の問題点」、ジュリスト1959.11.15(No.190)
- xiv 朝日新聞「原子力災害の補償法案要綱まとまる一定額以上は国でなお大蔵省と調整通常国会提出」1959年12月15日
- xv グリーンピース・ジャパン「メーカーの過失責任」が削除されていた経緯  
[http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/0910\\_details.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/0910_details.pdf)
- xvi 小柳春一郎「原子力災害補償専門部会と原子力損害の賠償に関する法律」（5）「独協法学台93号」P.469
- xvii グリーンピース・ジャパン「原発メーカーは事故が「不安」!? --法案から削除されたメーカー責任」2013年9月10日  
<http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/blog/staff/-/blog/46532/>
- xviii グリーンピース・ジャパン「福島原発事故空白の責任—守られた原子力産業」  
[http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130217\\_Report1.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130217_Report1.pdf)
- xix アントニー・フロガット「主要国における原子力損害賠償制度の概要」グリーンピース・ブリーフィングペーパー2013年2月  
[http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130219\\_Report3.pdf](http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20130219_Report3.pdf)
- xx 内閣府原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会第1回（2015年5月21日）会議議事録